

【研究ノート】

少年院出院後の「居場所の確保」のための支援の在り方についての一考察 －少年院と関係機関の連携の在り方と現状の分析を中心として－

服 部 達 也

京都産業大学法学部 教授

要 約

2020年8月に福岡市内で発生した少年院出院者による重大な再犯事件に微懲されるように、およそ「自己責任」とのみの皮相的な論評では切捨てられないような複合的な「生き辛さ」を抱えた少年院出院者の「居場所の確保」が我が国の少年保護、刑事政策上の喫緊の課題となっているといえる。

とりわけ、少年院出院後をにらんだ社会復帰支援の中で「福祉的支援」を要する者への施策推進の重要性が増してきていると認められるところである。

本論では、少年院出院者の再非行・再犯防止の上での支援の在り方と現状を概観した上で、少年院出院者の「居場所の確保」の上での多機関連携、特に福祉機関を始めとする関係各機関間の連携、協働の在り方はどうあるべきかという点について考察していきたい。

1 はじめに

2020年8月に福岡市内の大型商業施設において少年院を出院後、更生保護施設に帰住したばかりの年少少年が通り魔的に若い女性客を刺殺するという社会を震撼させ、耳目を引いた事件が発生した。

少年法61条の推知報道禁止規定もあり、事件の詳細な背景等は明らかになっていないものの、「少年院を出たばかりの者がこのような事件を起こしたことの責任は誰が取る」的なステレオタイプ型の少年保護手続きや少年矯正、更生保護に対する脊髄反射的、皮相的な批判、中傷が関係機関、とりわけ更生保護施設に向けられた。

今後の捜査の進展や、その後の一連の法的措置の過程の中で、ある程度の事実関係が判明していくことも予想されるところではあり、もとより当該事件についての個別の検証は再発防止という観点から当然に必要であって、何よりも痛ましい犠牲となられた被害者への哀悼、再非行を防止できずに重大な結果を招いたことへの痛恨の思いは禁じ得ない。

ただ、その一方で本件に関するいわゆる「ネットバッシング」の状況を側聞すると、かつて少年矯正行政に職を奉じていた筆者としては、少年事件へのるべき対応や少年院出院者の立ち直り、社会復帰のための支援の必要性、そのために存在している関係機関・施設のこれまでの実績というものに対する一般社会の正しい理解、支持が果たして十分に醸成されているのであろうかという不安を覚えざるを得ないところもある。^{1,2}

現在の我が国の刑事政策の潮流は、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が制定され、「居場所」と「出番」作りのために矯正施設と就労支援関係機関や福祉関係機関等との連携の許、民間団体や一般市民も再犯防止のための種々の協力をを行う必要があることが謳われてたことからも明らかなように、これまでにはややもすると刑事司

¹ 2020/9/4毎日新聞朝刊20頁（総合・社会欄）参照。

² 2020/9/5西日本新聞朝刊24頁（社会欄）参照。

法関係機関のみに委ねられていた「犯罪者・非行少年の社会復帰・立ち直り支援」をこの法律の制定で「オールジャパン」で推進していくというものであるはずである。

少なくとも過ちを犯した人間を社会から分断排除するのではなく、「誰一人取り残さない社会の実現－No ONE LEFT BEHIND－」（「再犯防止推進計画」の基本方針）のためにどうすればよいかを一般市民も当事者として考えていかなければならなくなつたということであり、立ち直り、社会復帰のために支援していこうという方向に向かうべきであることを一人一人が改めて銘記する必要があると思われる。³

については、本事件を一つの契機と考え、本稿では少年院出院者の社会復帰支援のるべき姿と現状の分析を行った上で、社会復帰支援の推進の上での関係機関の連携の在り方という点を筆者なりに考察してみることとした。

2 少年院からの出院に関する制度と現状

(1) 少年院からの出院に関する少年院法（以下「院法」という。）上の規定について

少年院からの「出院」とは、少年院に収容されている者に対する収容を適法に解くことをいい、物理的な意味での収容状態からの解放ではなく、法的な意味での収容状態からの解放を意味する。

保護処分としての少年院在院者は、20歳に達した時には、保護処分の執行として少年院に収容する実態的根拠が失われて退院させることが原則であるが（院法137条1項）、20歳に達する前や家庭裁判所の収容継続決定による収容期間が満了する前であっても、処遇の段階が最高段階に達し仮退院を許すことが相当と認めるときには地方更生保護委員会にその旨の申し出を行い、同委員会から仮退院決定がされた場合には定められた日に仮退院せることになる（院法135条、更生保護法42条・39条2項）。

また、少年院長は当該収容少年が処遇の最高段階に達していなくても仮退院させることが改善更生のために特に必要であると判断する場合にも同委員会に対して仮退院を許すべき旨の申し出をすることができる（更生保護法41条）。

そして、仮退院を許された者については、その円滑な社会復帰、社会内での改善更生を図るために保護観察に付されることとなる（更生保護法48条2号）。

ところで、現状においては、少年院からの在院者の出院の形態としては「仮退院が原則で、満齢・満期退院は例外」となっており、この運用が定着している。

これは、そもそも保護処分の執行は少年院における矯正教育のみによって完結するものではなく、仮退院によって社会に出た後には保護観察に引き継ぎ、施設内処遇と社会内処遇との一貫性を持たせることで、より実効性のある処遇の効果を上げて円滑な

社会復帰を図っていくという「施設内処遇と社会内処遇との有機的一体化」という理念が具現化されているといえよう。

ちなみに平成30年における少年院の出院者は2,156人であるところ、このうちの2,146人が仮退院による出院であり、仮退院率は99.5%となっている。⁴

(2) 出院時の帰住先、進路の状況

上記（1）のとおり、少年院からの出院が原則として仮退院となり、引き続き保護観察という社会内処遇に移行す

³ 京都産業大学ホームページ「法学部法律学・政治学専門家によるNews解説！犯罪者・非行少年の再犯・再非行のない社会を目指すには？－『おかえり』と迎え入れられる社会の実現へ－」
https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/ju/2020_0702ju_kyoin_txt.html

⁴ 法務総合研究所 2019 『令和元年版犯罪白書』234頁。

ることで、出院後の社会生活にソフトランディングできるように保護処分の執行を図っているのであるが、そうすると、その前提として、個々の在院者（出院者）の個別具体的な事情に応じて、適切な出院後の引受人、帰住先、生活環境等が担保されていなければならない。

では現実に出院後の生活環境等はどのような現状にあるのか見ていきたい

令和元年度「犯罪白書」によれば、平成30年の少年院出院者2,156人（男子2,006人、女子150人）のうち、

- a 実父母が引受人となったのが男子では全体の24.7%，女子では14.7%
- b 実母が引受人となったのが男子では全体の39.6%，女子では38.7%
- c 実父が引受人となったのが男子では全体の9.8%，女子では12.0%
- d 更生保護施設等が引受人となったのが男子では全体の6.6%，女子では11.3%
- e 福祉施設が引受人となったのが男子では全体の1.7%，女子では4.0%
- f その他の者が引受人となったのが男子では全体の12.5%，女子では13.3%

という状況になっている。

これを過去の時点との比較で見てみると、

- g 実父母による引受けは平成元年においては男子42.2%，女子34.9%であり、同15年においては男子41.6%，女子33.2%と明らかに激減してきている一方で、実母のみによる引受けは同元年においては男子19.9%，女子26.0%であり、同15年においては男子29.2%，女子36.9%と逆に顕著な増加が認められる。
- h 他方で更生保護施設等による引受けは平成元年においては男子5.0%，女子5.9%であり、同15年においては男子2.5%，女子4.4%と、女子の場合は30年のタイムスパンで約倍増している（なお、本データ中の「更生保護施設等」には更生保護施設と自立準備ホームの両方が含まれるが、念のため付記しておくと、更生保護施設とは主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設で、更生保護法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人がそれぞれ運営しているものであり、また、自立準備ホームとは保護観察所に登録したNPO法人や社会福祉法人等が、施設の空きベットを活用して、保護が必要なケースについて、保護観察所の委託により宿泊場所や食事を提供するほか、生活指導を行う施設である。）。
- i また、その他の者（養親や雇用主等）による引受けは同元年においては男子7.8%，女子9.3%であり、同15年においては男子6.4%，女子6.8%と、こちらは男女ともに15年のタイムスパンで約倍増していることが認められる。
- j なお、福祉機関による引受けについては、同元年及び15年においては本引用データにおいて統計が存在しないため、時代状況の変遷に伴う増減の比較ができるところではあるが、昨今の少年院収容少年の特性等を勘案すると、その割合は確実に増加してきており、今後も増加の傾向にあると判断して差し支えないであろう。
- k 出院後の進路というでは、出院の時点で職が決定している者が36.2%，高校復学が決定している者が4.0%，中学復学が決定している者が1.6%となっている一方で、出院の時点では未定ではあるものの、就職を希望している者41.0%，進学希望の者13.7%，進路未定が1.0%となっている。

このような状況からは、年々少年たちを取り巻く個別の生き辛さや家庭環境、生活環境の度合いが厳しいものになってきており、円滑な社会会復帰の上で大きなファクターである「適切な居場所と出番の確保」の困難性が増大してきていることが推認されるといってよいであろう。

それではこのことを踏まえ、今後のるべき社会復帰支援を考察していく上で、そもそも少年院では出院後を見据えた在院者への社会復帰支援の施策が現在、どのように展開されているかをまず押さえておく必要があると思料されることから、次章ではその点を概観していくこととしたい。

3 少年院での社会復帰支援の在り方と現状

(1) 少年院における社会復帰支援のフレーム構築の経緯について

現在、我が国の少年院は、平成27年に全面改正された院法44条で新たに規定された「社会復帰支援」の条項に基づいて、「就学支援」「就労支援」「福祉的支援」を内容とする支援が関係機関と連携・協働しつつ展開されている。

そもそも社会復帰支援が展開されるに至った経緯は、平成21年に発覚した「広島少年院不適正処遇事案」に端を発する。⁵それを受け同22年に「少年矯正を考える有識者会議提言－社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ」が発表された。

この提言において「社会復帰支援の強化」という項目が立てられ、「少年院は、社会における様々な分野の専門機関・専門家や企業等の協働・連携を通じ、個々の在院者に応じた就労支援、就学支援その他の社会復帰支援の一層の充実を図るべきである」として、少年院での社会復帰支援の推進が謳われた。⁶

このように社会復帰支援の推進をはじめとして、今後の少年院運営における指針が「少年矯正を考える有識者会議提言－社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ」の提言の中で明文化されたことを基盤として、その後、少年院法が65年ぶりに全面改正されるに至っている。

その44条で「少年院は、在院者の円滑な社会復帰を図るために、出院後に自立した生活を営む上での困難を要する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。」と規定された。社会復帰支援が少年院の業務として法律上、ここに明確に位置付けられることになったのである。

支援の種類や内容としては、①就学支援、②就労支援、③福祉的支援の3つがあげられるが、特筆すべきは福祉的支援が規定されたことであろう。従来、医療措置課程（対象は心身の故障がある者）や特殊教育課程（対象は知的能力の制約のある者と情緒的に未成熟な者）を有する少年院において、個々の少年の必要性に応じて福祉機関等に援助を要請して連携を行っていた。

しかしながら、連携に際して各機関と共有可能なフレームワークの構築には至っておらず、その前提となる法的根拠も明確ではなかった。このような課題を抱えていたものの、日本社会の青少年を取り巻く社会情勢や家庭環境の変化に伴い、貧困や虐待等の社会病理が少年の不適応行動や問題行動の背景としてクローズアップされるようになると、少年院全般において福祉的支援の必要性が認識されるようになったのである。また、「障害者自立支援法」の施行（平成18年）に見られるように、様々な領域の福祉的支援のスタンダードが地域社会での自立のための支援へと変化してきたこともあり、少年院における福祉的支援においても、そのフレーム構築が必要となってきたと考えられる。

(2) 少年院における現在の社会復帰支援の内容について

では、現在の社会復帰支援の具体的な内容とはどのようなものなのか法44条の条文の内容である「就学支援」「就労支援」「福祉的支援」の事項別にその実施状況を概観してみると、

a 就学支援

中学生を収容対象とする少年院においてはこれまでに在籍中学校への復学や少年院収容中に卒業時期を迎える者へ

⁵ 広島少年院(広島県東広島市所在)において、幹部職員を含む職員5名が在院者50名余りに対し、合計100件余りの暴行等の不適正処遇を期間にわたって行っていたことが判明し、当該職員が「特別公務員暴行凌虐罪」により逮捕、起訴、実刑を含む有罪判決を受けている。

⁶ 同提言中、「第5具体的提言」の「2少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」の「(2)協働態勢による重層的なかかわりの推進」の中の「オ社会復帰支援の強化」という項目において少年院での社会復帰支援の推進に関して記述されている。

の在籍中学校からの卒業証書交付に向けての調整、あるいは高校進学・受験手続に関する在籍中学校との連携等の就学援助を実施してきたが現在、就学支援の中で重点的に展開されているのが、高校進学あるいは高校卒業資格取得のための支援である。

令和元年度犯罪白書によれば、少年院に収容される少年たちの約過半数が高校中退者である（同白書によれば、平成30年の少年院入院者のうち、中学卒業の者が男子では25.2%、女子では26.3%、高校中退者が男子では41.3%、女子では36.6%となっている。）。彼らの最終学歴は「中学校卒業」であり、その後の就労や各種資格取得のうえで、これは大きな足かせとなる。つまり、その後の人生における活路を開いていくにあたって、大きな阻害要因になっていると考えられる。

のことから、現在、全国の少年院では、少年院出院後に各種の高校への進学・復学意欲を喚起するべく、全在院少年に対して、教育業界の専門業者の協力のもとに作成した「就学支援ハンドブック」を配布している。あわせて、特に「重点指導施設」に指定された少年院を中心に、少年院在院中に「高校卒業程度認定試験」（文部科学省）を受験する者への受験支援の一環として、地元の国立大学生や教職経験者を外部講師とした学習支援を実施している。⁷また、新しい取り組みとして、広域通信制高校であるNHK学園高等学校との連携や、少年院の所在する地域の自治体および民間NPO法人との三者連携・協働による学習指導なども始まっている。

b 就労支援

就労支援においては、まず、昨今の若年層の就労を取り巻く社会状況に関する正しい知識の習得を目指している。また、就労の上での相談に対して、適切なアドバイスを受け入れる素地を整えるために、少年院内でキャリアコンサルタント等の「就労支援スタッフ」の指導・援助を受けるとともに、ハローワーク職員による就職相談を実施している。

なお、ハローワーク職員による就職相談や指導は、ハローワーク職員が少年院を訪問して行う場合もあるが、少年院職員が少年とハローワークを訪問して行う場合の両方がある。

また、少年の就労先を確保するための施策として、協力雇用主制度の利用や職親プロジェクト等との連携も積極的に行っている。

そして、職業指導・職業訓練の種目の中で、より就労支援的に有効と目されるものとしては、特定の施設で実施されている「介護職員初任者研修」等の介護サービス業務関係の資格取得や、大型車両運転免許取得のための訓練コースの受講など、各種検定試験合格へ向けたサポートを行っており、将来的にサービス業や接客業に従事することを希望する者への業務スキルの習得・向上を図るためにパソコン指導等も行っている。

特に、最近では、出院後の職場への定着を図るための就労支援策の一つとして、警察当局の協力のもと、少年院内で原動機付き自転車の運転免許（原付運転免許）を取得できるようになった施設もある。⁸

c 福祉的支援

少年院法で規定する福祉的支援の内容を具体的にみると以下の通りである。

まず、①適切な医療又は療養を受けるために出院後に通院可能な医療機関を確保したり、福祉サービス等を受けるために必要な療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の発給に必要な手続きや調整を行うための支援、次に②出院後

⁷ 新潟少年学院(新潟県長岡市所在)において地元の新潟大学生を同試験に特化した受験指導のための協力者として招へいしたことを皮切りに令和元年3月現在、全国の13府県の少年院がこの外部協力者招へいのための予算措置等がなされた上で「高等学校卒業程度認定試験受験重点指導施設」に指定され、同様の取組を行っている。

⁸ 現在、北海少年院(北海道千歳市所在)、茨城農芸学院(茨城県牛久市所在)、加古川学園(兵庫県加古川市所在)、人吉農芸学院(熊本県人吉市所在)の4府県の少年院で平成31年4月から実施されている。

に通院等、必要な医療を受ける可能性のある医療機関を訪問させる、福祉的サービス等を受けるために必要な手続きを行うため公的機関等を訪問させる、入所を予定している福祉施設等を見学又は福祉施設等に体験入所させる等の支援、更に③薬物、アルコール等への依存からのリハビリのための自助団体等の施設を見学又は当該施設に体験入所させる等の支援といったものになる。

これら福祉的支援の充実に向けて、特にニーズが高いと認められる2か所の少年院に精神保健福祉士を、18か所の少年院に社会福祉士を、それぞれ非常勤職員として配置している（令和2年3月現在）。この少年院に配置された社会福祉士の主たる業務内容としては、①支援対象少年への福祉的支援を進める上での関係福祉機関・関係自治体とのコーディネーター的役割、②支援対象少年及び保護者への福祉的視点からのフォローアップ及びアセスメント、といったものである。

ところで、従来、少年院での福祉的支援といえば「出院後に通院等、必要な医療を受ける可能性のある者又は福祉施設への入所を予定している者」又は「適切な医療や療養を受けるために出院後に通院可能な医療機関を確保したり、福祉サービス等を受けるために必要な療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の発給に必要な手続きや調整を行うための支援をする者」と、その対象を純然たる疾病や障害に起因しそれへの直接対応としての福祉的支援・サービスを要する者と、限定的に解釈・運用していたところがある。

しかし、情緒障害や発達障害が疑われる、いわゆる「ボーダーライン」の少年が増加してきていることや、家庭における貧困、虐待等がその非行の大きな背景であることが認められるケースが多いことを勘案すると、少年院での福祉的支援の対象を前記のように、ことさら狭義に解すべきではないと考えられ、今後の少年院での福祉的支援の対象の範囲を拡充していく取り組みが期待されている。

4 少年院出院後の「居場所の確保」の上での多（他）機関連携について

ところで、ここまでみてきた各種社会復帰支援の少年院での展開を真に実効性あるものにし、出院後に確実に繋いでいくためには、何よりも外部の関係各機関との連携が不可欠である。

例えば、就学支援においては、前述のとおり、対象在院者の在籍中学校・高校や該当教育委員会等との間で、日頃から情報共有はもとより、有機的な連携の大前提となる「相互理解」、とりわけ公教育機関における少年院への正しい理解と支援を得れるように必要な情報を少年院側から積極的に発信していくことが必要である。

この点に関して、令和元年度には、法務省矯正局及び同保護局から文部科学省初等中等教育局に、保護観察及び少年院送致となった少年の就学支援に向けた学校等と保護観察所及び矯正施設との連携強化に関する依頼を行っており、その一環として同矯正局・保護局が作成したガイドライン・マニュアルとしての「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学に向けた支援について」（令和元年6月）が活用され、その中には、復学支援に向けた連携事例集が含まれている。

これを手引書として、文部科学省を通じて各都道府県教育委員会に送付・周知を図るとともに、文部科学省においても同省初等中等教育局文部科学審議官名で各都道府県教育委員会等宛てに就学支援に向けた少年院と学校との連携強化に関する取組の充実に関する通知が発出されている（法務省矯少第24号、令和元年6月12日「保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援に向けた学校等と保護観察所及び矯正施設との連携強化について（依頼）」）、なお、本通知や上記ガイドライン等、法務省及び文部科学省の関係通知文については、文部科学省のホームページ「『再犯防止推進計画』を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）」の箇所に全て掲載されている。）。

また、高等学校卒業程度認定試験受験対象少年への重点指導については先に触れたように外部人材を活用しているところであるが、有為な外部指導者を確保できるように日頃から施設所在地近辺の大学等の育成機関との良好な関係を作り維持しておくことが必要であり、そのためのネットワーク作りにも普段から労を惜しまず取り組んでおくことが不可欠

であろう。

就労支援については、資格や免許取得のための関係機関との日頃からの「顔の見える関係作り」に努めるとともに、今、各少年院で取り組み出している、適切な就労体験の付与に資する目的での施設近隣の事業所等での「インターンシップ体験」実施について、協力事業所等を更に積極的に開拓していく必要があり、その点でも連携でき得る機関を従来のものに留めず、新規の連携・協働でき得る機関、組織を掘り起こしていこうという姿勢を持つが大切である。

そして、関係機関との多機関連携というものが最も不可欠な領域はやはり福祉的支援に関連するところである。

出院後に更生保護施設等に帰住する者も含め支援を要する者の中には知的能力上の制約があり、それが各種スキルの習得を困難にしている者、発達障害等によりその生き辛さが増幅している者やこれまでの薬物濫用による心身への後遺症や依存傾向からの脱却の困難さ（アルコール依存、ギャンブル依存も同様である。）を抱えた者或いは性感染症への罹患等の問題を抱えた者も少なからず存在することから、その面での支援の充実も喫緊の課題であるので、今後、その点に関する支援のスキーム・連携の在り方を更に考えていく必要がある。

前述のように少年院で取り組むべき福祉的支援の対象を、純然たる疾病や障害を持つものに限らず広く包摂的な社会支援を要する少年及びその保護者・家族と捉えるべきという観点に立てば、要支援対象となっている保護者・家族に対応している地元自治体の福祉行政の関係部署やケースワーカ、児童相談所、「相談センター」等も含めた医療関係機関との連携も少年院側から積極的に働きかけていくことが今後益々必要になってくるであろうし、特に地元自治体等の関係行政機関を必ず陣容に加えることが必要である。

その際には、ケースによれば少年院が各機関連携の中における「マスト施設」の役割を担うことも必要であろうし、そうした場合には個々のケースに対する出院後の具体的な支援計画の策定、情報共有のための関係各機関を招聘しての「ケースカンファレンス」又は「事例検討会・連絡会議」を少年院側が積極的に主導して定期的、継続的に実施していくことが不可欠である。

或いは既存の支援ネットワークのスキーム（フレームワーク）の中に少年院を組み込んでもらう（例えば、少年本人又はその同胞が虐待経験者或いは当事者である場合の児童福祉の制度である「要保護児童対策地域協議会」への参加等）とともに円滑な情報共有という点も含めて実効性のある取組といえる。

なお、この際に肝要なのは、多機関連携は体制を構築して終わりではなく、その「維持・継続」への対応の方が難題となるということである。

難題ではあるが、多機関連携の発展という点から考えると、連携体制がある程度継続的に機能するようになれば、それまでの業績や信頼関係を踏まえ、より踏み込んだ連携を再構築することも可能となろう。

また、既存の連携体制の構築過程を参考として、新たな支援団体や支援者へとネットワークを拡大していくこともできるであろう。

ところで、上記のような関係機関との多機関連携に関して、全面改正後の院法においては、その18条において「少年院の長は、在院者の処遇にあたり必要があると認めるときは、家庭裁判所、少年鑑別所、地方更生保護委員会又は保護観察所その他の関係行政機関、学校、病院、児童の福祉に関する機関、民間の篤志家その他の者に対し、協力を求めることができる。」と規定されたところで、この条文中の「その他の関係行政機関」としては、公共職業安定所や都道府県警察が挙げられ、また、「児童の福祉に関する行政機関」とは、児童相談所と国、地方自治体設置の児童福祉施設を指しており、「児童福祉施設」には助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターが含まれている。

これがこれまでみてきた少年院の社会復帰支援、とりわけ福祉的支援における多機関連携に関する法的根拠となっているのであるが、注視すべきは、同条文においては「民間の篤志家その他の者」も規定されていることである。

すなわち、少年院における種々の社会復帰支援の展開及びそのための多機関連携におけるカウンターパートナーについては、行政機関、官公署職員に限らないことが明示されている。

今後、少年たちを取り巻く社会状勢の更なる混迷化、複雑化に伴い、柔軟性と実効性のある社会復帰支援を進めていく上では、これまでの枠に留まらず、必要に応じて弾力的に民間リソースとの連携や活用を図って行くことも十分視野に入れていかねばならないであろう。

このように社会復帰支援における多機関連携の上でのフレームワークの「ウイングを拡げる」ことこそが、「再犯防止推進法」（平成28年成立・施行）及びこれに基づく「再犯防止推進計画」の重要なポイントである「関係機関連携による（再犯防止のための）『息の長い支援』の実現」に繋がっていくと思料される。

そして、敢えて提言するならば、不幸にして少年院出院後の社会復帰支援が奏功せずに、或いは十分に用意されていなかった結果、再犯・再非行を惹起した際には（特に重大・深刻な再犯・再非行事犯の場合）、どのような支援が不足していたのかという、単なる「責任追及」ではなく「再発防止のための建設的な検証」ができる検証体制を公的制度として構築しておくことも前向きに考慮すべきであろう。

結果に引きずられ、特定の機関、支援者のみに批判の矛先が向かい、結果責任の全てを担わすという不正義だけは避けたい。

5 出院者への支援の在り方に関する今後の課題と展望（考察）

（1）院法146条「退院者等からの相談への対応（協力）」条項の積極的活用

ここまで少年院における社会復帰支援の内容等を概観したが、改めて考えてみた時、社会復帰支援の究極の目的とは、いうまでもなく、少年院出院後に待ち受ける数々の困難要因に負うことなく、出院後の社会生活の自立の上で必要不可欠な「居場所と出番」を確保できるようにすることに尽きる。

そうであるならば、この支援は少年院での在院期間中のみ実施すればよいというものでなく、むしろ出院後の社会生活を送る中でも、少年院在院中から継続し出院後も引き続き受けれるシームレスな支援であらねばならない。

まさしく「少年院だけでの自己完結型」の支援にならず、当該少年が少年院在院時から少年院と連携して各支援を実施する連携機関においても出院後の的確な支援実施を担当していくよう「少年院と関係他機関との有機的一体化」を目指さなければならないだろう。

ところで、全面改正された院法146条には「退院者等からの相談への対応（協力）」業務という事項が規定されている。

同146条では「少年院の長は、退院し、若しくは仮退院した者又はその保護者その他相当と認める者から、退院し、又は仮退院した者の交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について、相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員にその相談に応じさせることができる。」と規定されている。

この条文からは一義的には出院者その者からの直接的な相談依頼がなされることを想定されていると認められ、事実、各少年院では在院者が出院する際には、施設の電話番号が掲載された「社会復帰支援ハンドブック」を持ち帰らせ、出院者本人が出院した少年院に対して社会復帰後の生活での種々の悩みや困りごとの相談を寄せやすくなるよう配慮している。

しかしながら、上記のとおり、同条文の規定においては単に出院者及びその保護者のみならず、社会復帰支援に関わる関係者を「その他相当と認める者」という括りの中で想定していると理解することも可能であるし、また、社会復帰支援実施上の懸案や問題点、支障に関して出院後の支援を担当する機関・担当者が当該少年の在院時から連携してきた少年院と引き続き支援のための連携を図れるよう、当該事項の内容を「健全な社会生活を営む上での

「般の問題」という条文の規定内容に該当するとの解釈、運用も可能であって、このような解釈、運用を積極的に図っていくことが望まれるところである。

そうであってこそ、少年院と関係機関との出院後も切れ目のない連携が関係法令に依拠した支援活動として躊躇なく展開していくことであろう。

実際にこれまでの少年院の実務においては、実子への虐待事犯により少年院送致となり、少年院内で家族関係の再統合のためのプログラムを少年院配置の社会福祉士から受けるとともに、当該少年院と関係各福祉機関が出院後の生活支援等のためのカンファレンスを在院時から継続的かつ綿密に実施していた少年について、出院後も帰住先（被虐待の実子及び妻と居住する地区）担当の児童相談所からの院法146条による依頼に基づき、同社会福祉士が引き続きプログラムの実施等を行ったという事例も存在する。⁹

このように出院後も関係機関との綿密で断絶のない支援実施を担保できるように同146条の規定（「退院者等からの相談への対応（協力）」業務）を積極的に活用していくことも、特に福的支援の領域においては、充分に考えていかねばならない。

(2) 社会福祉士の拡充について

さて、本稿で紹介した出院後も支援を継続した福祉的支援の実例でも明らかなように、少年院での福祉的支援の中核であり、その円滑な実施の可否を握るキーパーソンは、施設に配置されている社会福祉士の存在であるといつても過言ではない。

ところで、全国の少年院の社会福祉士の配置状況に目を転じてみると、上記のとおり、本稿執筆時点（令和元年1月現在）で全国49府中、まだ18府に留まっている。

昨今の福祉的支援の高いニーズを抱えた少年院収容少年の増加は顕著であり、「生き辛さ」を大きく抱えた少年及びその保護者が数多く存在することを考えると、専門的知識を有し、各種福祉的支援、サービス受給のための手続きにも精通したプロパーであり、貴重なアドバイザリー・スタッフ的存在でもある社会福祉士の少年院への配置が更に拡大されていくことが強く望まれる。

また、ここで述べたように、少年院における社会福祉士の本来の業務としては、

- ア 療育手帳や精神保健福祉手帳の申請、更新手続き
- イ 自立支援医療の手続き
- ウ 障害基礎年金の申請
- エ 障害福祉サービス利用に関する手続き
- オ 各種事業所、自治体関係者への情報提供

といった各種手続き処理的業務が具体的に挙げられるが、このような詳細な福祉的事務手続きの処理をこなせる者とのみ、福祉士の業務を限定的、狭義に捉えるべきではない。

むしろ、広義の「福祉的支援」全般に関する深い知識とその支援対象者及び保護者等の利害関係者へのエビデンスに裏打ちされたアプローチに関するスキルを併せ持つ、かつそれを確実に実践できるスペシャリストと位置付けた上で、直接の指導・処遇に当たる法務教官と協働して少年への働き掛けを実施して相応の効果を上げ得る施設にとっての不可欠の存在であると認識するべきである。

そして、福祉的支援の推進の上で、常に指摘がなされるのは「刑事司法・矯正保護」と「社会福祉」との理念や

⁹ 服部達也 2019「虐待事犯により少年院送致となった少年・家族への少年院における福祉的支援の実践例に基づく家族関係再構築、包摂的支援の在り方への考察」京都産業大学社会安全・警察学研究所『社会安全・警察学 第5号』及び2,018.10.18『四国新聞』(朝刊)17面参照。

文化の違いということであり、そこからしばしば、相互理解の困難さであったり、情報共有の在り方への課題といったものが論議されることがあるが、施設配置の社会福祉士の存在がその点での「調整弁」的役割を果たすことが期待される。

まさに福祉的支援における「多機関連携」と「他機関連携」にあって、コーディネーター的機能を発揮でき得るのが施設に配置される社会福祉士である。

これらのことと併せ考えると、やはり施設配置の社会福祉士の拡充は喫緊の課題であると考えられるが、他方で、施設側において銘記しておかねばならないのは、配置されている社会福祉士が「ジェネラリスト・ソーシャルワーカー」としての本領を遺憾なく発揮できるように施設がそのための所要の「フォーマット」を整備していくよう配意する必要がある。

6 おわりに

ところで、支援というものについて、研究者からは直接の支援者のみが単独で関わることに終始せず、その周囲からの支援も更に繋がっていく重畠的な支援が必要と指摘されるところである。

この指摘を咀嚼していくと、自ずと支援の展開においてはメインプレイヤーのみならず、これと連携していく支援の協力者が多く存在することが望ましいということに行き着くようと思える。

そうだとすると、要諦はいかに「支援者」を「支援していく者たち」を一人でも多く確保していくかということになろう。

例えば、更生保護施設関係者によくみられるような「一人のカリスマ的支援者」のみに全ての負荷を掛け続けるような状況が続けばいずれ行き詰ることになろうであろうし、より多くの支援者、支援機関・組織間の横断的連携や支援の広がりのためのネットワーク作りがなければ支援内容の発展や更なる拡充を望むことは困難となるであろうから、今後の支援においては新たな取組みや発想も必要となってくるかもしれないであろう。

以上のように支援者や支援機関のサポーター制度を導入する等の「支援者を支援する」スキームの構築は必要であろうと思われるが、そのためには何よりも「支援者を支援していく者たち」が率先して積極的な発信をしていくことが肝要であろう。

間接的な支援の仕方はその各人の立場によって当然に違ってはくるが、冒頭に述べたように一般社会における矯正保護に関する正しい知識の伝導が未だ不十分と認めざるを得ない現下の状況を鑑みた時、特にその社会的立場の特性から、矯正保護、社会復帰支援に関する専門的知識と経験を持ち、かつ、一定の発信力を具備している者、例えばこの分野の専門的研究者や教育関係機関の職員、若年層への一定の影響を持っている文化的クリエーター等がまずは自身の発信ツールを駆使して、矯正保護の内容、少年院出院者の社会復帰への支援の必要性・重要性を、その広報対象の裾野を広げた上で積極的な発信、広報を行っていくことが不可欠と思われる。

少年院出院者の社会復帰支援を推進していく上での困難要因の一つは、少年院を出院してからの支援の在り方がその後の円滑な社会復帰、再犯・再非行の防止に直結するという「社会復帰支援の現場のリアルさ」が一般には見えにくく、ややもすると数量的には少数の再犯・再非行という結果の報道のみに接することで「支援者の苦悩」に光が当たる機会がほとんどないことである。

そうではなく、出院者の社会復帰を取り巻く厳しい状況を社会全体が正しく認識でき、その必要性を共有した上で、希望を始められる社会を構築しなければならないとの思いを冒頭の福岡での事件に関連する社会の反応に接したときに痛感するところである。

参考・引用文献

- ① 石井光太 2019 『虐待された少年はなぜ、事件を起こしたのか』 平凡社新書
- ② 岡田行雄 2017 「非行少年のためにつながろう！少年事件における連携を考える」 現代人文社
- ③ 日本司法福祉学会編 2017 『司法福祉』 生活書院
- ④ 法務総合研究所 2019 『令和元年版犯罪白書』
- ⑤ 法務省矯正局編 2014 『新しい少年院法と少年鑑別所法』 公益財団法人矯正協会
- ⑥ 服部達也 2018 「少年院における社会福祉士と連携した社会復帰支援の在り方について」 日本社会病理学会編『現代の社会病理』 第33号
- ⑦ 服部達也 2019 「虐待事犯により少年院送致となった少年・家族への少年院における福祉的支援の実践例に基づく家族関係再構築、包摶的支援の在り方への考察」 京都産業大学社会安全・警察学研究所『社会安全・警察学』 第5号
- ⑧ 服部達也 2020「更生保護法人『田川ふれあい義塾』のはたす社会的機能について—理事長工藤良のエスノグラフィー—」 佛教大学社会学会「佛大社会学」第44号
- ⑨ 服部達也 2020「犯罪・非行の要因としての女子少年・若年女性の『生き辛さ』に対する支援の在り方に関する考察—更生保護施設における聴取調査を中心として—」
佛教大学大学院社会学研究科修士論文
- ⑩ 三浦恵子 2019 「『当事者性』という観点から保護観察処遇と更生保護を考える」
日本社会病理学会編『現代の社会病理』 第34号
- ⑪ 森伸子 2018 「少年院在院者の特性と働き掛け」 法務省矯正局編『子ども・若者が変わるとき 育ち・立ち直りを支え導く少年院・少年鑑別所の実践』 公益財団法人矯正協会

